

令和5年度第2回埼玉県認知症施策推進会議

次 第

日時：11月1日（水）14時から
zoomによるウェブ会議

1 開会

2 議事

(1) 次期「埼玉県認知症施策推進計画」素案について

- ・概要について
- ・指標（案）について
- ・認知症本人・介護家族、関係団体等のヒアリング結果報告について

(2) その他

3 閉会

埼玉県認知症施策推進会議 委員

区分	所属	氏名(敬称略)	出欠
医療関係者	一般社団法人埼玉県医師会	副会長 丸木 雄一	出席
認知症の本人・家族関係者	公益社団法人認知症の人と家族の会 埼玉県支部	代表世話人 花俣 ふみ代	出席
有識者	医療法人TKメディカル 神谷医院	医院長 神谷 達司	欠席
介護事業者	埼玉県認知症グループホーム・小規模 多機能協議会	理事 岩本 かおり	出席
	一般社団法人 埼玉県介護支援専門員協会	理事 後藤 浩之	出席
	一般社団法人 埼玉県老人福祉施設協議会	副会長 中重 文美	出席
	公益社団法人 日本認知症グループホーム協会埼玉 県支部	支部長 大場 敏明	出席
認知症地域支援推進員	吉見町 長寿福祉課	係長 長峰 千恵子	出席
政令指定都市	さいたま市 保健福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課	参事兼課長 岩瀬 伸一郎	出席
中核市	川口市 福祉部 長寿支援課	課長 若松 良平	出席
先進事業実施市町村	加須市 福祉部 高齢介護課	主任 茂呂 祐子	出席
	飯能市 福祉子ども部 介護福祉課	主査 星井 華子	欠席
	深谷市 福祉健康部 長寿福祉課	主任 吉田 泉	出席

第3節 認知症施策の総合的な推進（埼玉県認知症施策推進計画）

本節は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「認知症基本法」という。）第12条に基づく都道府県認知症施策推進計画として定めるものです。

■現状と課題

全国における平成24年の認知症の人の数は約462万人でしたが、令和7年には約700万人になると推計されています。埼玉県では、平成24年は22万5千人でしたが、令和7年には約40万人、令和22年には約58万人に達すると見込まれています。

また、65歳未満で発症する若年性認知症の人の数は全国で3万5千人、埼玉県で2千2百人と推計されています。

さらに、軽度認知障害（MCI）¹は、高齢者人口の約13%いるとされているところです。

認知症は誰もがなりうるものであり、家族が認知症になることを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

一方、高齢者の単独世帯や高齢夫婦のみの世帯の増加傾向が続くとともに、行方不明になる認知症の人の数は年々増加しています。

こうした現状の中、令和6年〇月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、認知症基本法という。）が施行され、認知症の人を含めた一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力のある社会（共生社会）の実現が求められています。

そのような社会の実現のために、県としては、以下の取組を推進し、認知症の人やその家族に対する切れ目のない支援を実施することが重要と考えています。

- (1) 認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する理解を深めるようにするとともに、認知症予防に資する可能性のある取組を推進すること。
- (2) 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりを推進すること、また、生きがいや希望を持って暮らすことができるようにすること。
- (3) 若年性認知症については、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ多角的に支援すること。
- (4) 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるようにすること。
- (5) 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずること等ができるようにすること、また、認知症の人又は家族等が孤立しないようにすること。

¹ 軽度認知障害（MCI）：診断基準は確立されていないが、年齢に比し、記憶力が低下している状態をいう。認知症の予備軍とも言われている。

また、権利擁護については、認知症高齢者が年々増加するなど、成年後見制度の潜在的ニーズが高まっているため、成年後見制度が必要な人たちが利用しやすい環境の整備を一層進める必要があります。

虐待については、特に、養介護施設従事者による虐待相談・通報、虐待認定件数が大幅に増加しており、認知症の人などの尊厳が守られるよう虐待を防止していくことが必要です。

■課題への対策

令和元年6月、国は、関係閣僚会議で「認知症施策推進大綱」をとりまとめ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し施策を推進しているところ。

そして、前述のとおり、令和6年〇月に、認知症基本法が施行されました。認知症基本法では、都道府県は、国の基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないとされています。

そこで、認知症基本法等に基づき、国の動向や近年の認知症に関わる課題も踏まえた上で、新たな「埼玉県認知症施策推進計画」を策定するものです。

なお、計画を策定するために、あらかじめ、認知症の人やその家族の意見を聴くだけでなく、認知症の人を支援している関係団体や事業所からも意見を聴いてきました。

さらに、外部の有識者等で構成している「埼玉県認知症施策推進会議」（議長：社会福祉法人シナプス 丸木雄一理事長）を3回開催し、計画の内容を議論してまいりました。

その結果、認知症基本法の基本的施策も踏まえ、5つの柱による施策体系に編成し、今後の取組を明確にするとともに、取組をさらに推進するための数値目標を設定したところ。

国の「認知症施策推進大綱」では、「『共生』と『予防』を車の両輪として施策を推進していく」としています。そして、「『予防』とは、『認知症にならない』という意味ではなく、『認知症になるのを遅らせる』『認知症になっても進行を緩やかにする』という意味である」と定義しております。

また、認知症基本法では、「共生社会の実現」を明確な目的に掲げ、予防は基本的施策の一つとされているところ。

そこで、本県では、「予防」に資する可能性のある取組に努めつつも、「共生」のための取組に重きをおいて計画を策定しています。

このため、新たな認知症施策推進計画における理念も、引き続き以下のとおりいたしました。

「認知症の人が尊厳と希望をもって地域とともに生きる社会の実現」

権利擁護については、成年後見制度の利用の促進に関する法律及び第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度～令和8年度）に基づき、地域に暮らす全ての人々が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるよう、地域や福祉、行政など多様な分野・主体が連携する「地域連携ネットワークづくり」などを進めます。

虐待の防止については、高齢者虐待の件数が増加していること等を踏まえ、相談支援等に係る体制整備を強化するなど、地域における高齢者虐待に係る対応力の一層の強化を推進します。

1 認知症施策の総合的な推進

(1) 正しい知識・理解の増進、予防

- 認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーター²について、埼玉県ではこれまで60万人以上を養成しました。この認知症サポーターや、養成講座の講師となるキャラバン・メイト³の養成を引き続き進めるとともに、関係職域や、小学校、中学校、高校などにおける養成講座をさらに拡充します。
- 認知症基本法に基づく認知症の日（毎年9月21日）及び認知症月間（毎年9月）の機会を捉えて認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催します。
- 認知症本人大使「埼玉県オレンジ大使⁴」を任命し、令和3年度から本人発信を行っており、引き続き認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組みます。
- 認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング⁵」の取組を一層普及します。また、思いを共有できるピアサポーターによる支援など、認知症の人本人による相談活動を支援します。
- 認知症は未だ発症や進行の仕組みの解明が不十分であり、根本的治療薬や予防法は確立されていません。このことをしっかりと踏まえた上で、県としては認知症予防に資する可能性のある取組を推進します。その他、予防に関する最新の情報について、収集や提供に努めます。また、市町村が作成している「認知症ケア

² 認知症サポーター：認知症に対する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする応援者。県や市町村、職場等で実施されている認知症サポーター養成講座（60分～90分）の受講が必要。

³ キャラバン・メイト：認知症サポーター養成講座の講師。キャラバン・メイト養成研修を受講することが必要。埼玉県では令和5年6月末現在で累計4,728人が養成講座を受講している。

⁴ 埼玉県オレンジ大使：認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、認知症の人本人を県が「埼玉県オレンジ大使」として任命し、認知症の普及啓発活動への参加・協力や、キャラバン・メイトへの協力などをお願いするもの。令和5年度末現在4人の方を任命している。

⁵ 本人ミーティング：認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う場。県や市町村はこうした場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の人本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努めることとされている。

資料 1

パス⁶」の積極的な活用を支援し、認知症に関する基礎的な情報とともに、具体的な相談先や受診先の利用方法等が明確に伝わるようにします。

主な取組	
	認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成を推進するとともに、小学校・中学校・高校などにおける養成講座をさらに拡充します。
	認知症の日及び認知症月間などの機会を捉えた普及啓発を推進します。
	認知症本人大使「埼玉県オレンジ大使」を任命し、活動を支援します。
	「本人ミーティング」などのピアサポート活動を推進します。
	県立図書館の館内に「認知症情報コーナー」を設置し、認知症に関する資料等を提供するとともに、関連する資料展・講演会などを実施します。

数値目標	現状値（令和 5 年度末）	目標値（令和 8 年度末）
「本人ミーティング」を開催している市町村数	21 市町村	全市町村

(2) バリアフリーの推進、社会参加の機会の確保

- 「チームオレンジ⁷」が各市町村で整備されるよう情報提供を行うとともに、市町村を支援するオレンジ・チューターを派遣するなど、広域的な支援を行います。
- 認知症になっても支えられるだけでなく、支える側としての役割と生きがいを持って活動ができる環境づくりを推進します。
- 認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりとともに、行方不明者になった際に、早期発見・保護ができるよう、ネットワークの活動を推進します。

主な取組	
	「チームオレンジ」が各市町村で整備されるよう支援します。
	認知症の人が安全に外出できるよう、徘徊 SOS ネットワークの活用や地域での訓練の実施など地域での見守り体制の構築を支援します。
	市町村における、民生委員などの福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者と接する機会の多い事業者を構成員とする「要援護高齢者等支援ネットワーク」の取組を支援します。
	消費者被害防止サポーターの活用を進めて、地域における見守りや啓発活動を支援します。

数値目標	現状値（令和 5 年 10 月 末）	目標値（令和 7 年度末）
「チームオレンジ」を整備している市町村数	25 市町	全市町村

⁶ 認知症ケアパス：認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。埼玉県では全ての市町村が作成している。

⁷ チームオレンジ：ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み。国の認知症施策推進大綱では、2025年までに全市町村で整備することがKPI（目標）として掲げられている。

(3) 若年性認知症等の人への支援

- 若年性認知症に関するリーフレットの配布、県の専門相談窓口の設置と相談窓口における若年性認知症支援コーディネーター⁸による支援を引き続き推進します。また、就労・社会参加のネットワーク作りに加え、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員との広域的なネットワークづくりを推進します。
- 若年性認知症の人がすぐに退職にいたらないよう就労継続のための支援や再就職のための支援などを引き続き推進します。
- 若年性認知症の人が活動できる環境づくりを推進します。その一つとして、本人の交流の場である若年性認知症カフェ⁹の増設を図ります。

主な取組	
	若年性認知症に関するリーフレットの配布、県の専門相談窓口の設置と相談窓口における若年性認知症支援コーディネーターによる支援などを推進します。
	若年性認知症の人の就労継続等の支援を行います。
	若年性認知症カフェの増設など若年性認知症の人の活動の場の拡大等を図ります。

数値目標	現状値（令和 5 年度末）	目標値（令和 8 年度末）
県内における若年性認知症カフェの数	7 か所	12 か所

若年性認知症の人に対する支援の推進について

若年性認知症の推定発症年齢の平均は 54.4 歳とされており、働き盛りであったり、子育て中であったりする場合があります。このために若年性認知症については、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ多角的に支援することが必要です。

そこで、埼玉県では平成 29 年から若年性認知症支援コーディネーターを配置し、令和元年からは就労継続等の支援を実施しています。

若年性認知症の人や脳血管疾患の後遺症による高次脳機能障害の人に対する支援をさらに推進していきます。

⁸ 若年性認知症支援コーディネーター：若年性認知症の人やその家族、支援関係専門職、事業者等からの医療や福祉サービスなど生活全般にわたる相談に対応したり、支援を行う専門職。埼玉県では、社会参加、就労支援の体制を強化しており、令和 5 年 2 月 12 月現在で 3 名配置している。

⁹ 若年性認知症カフェ：若年性認知症の人やその家族などが集まる認知症カフェ。県の数値目標においては、規模に関わらず、定期的に開催される場を想定している。

(4) 保健医療・福祉サービスの提供体制の整備

- 認知症の早期発見・早期診断・早期治療の徹底と、身近で充実した認知症医療の体制整備を推進します。具体的には、市町村が実施する検診事業を補助し、地域の認知症医療提供体制の拠点として活動を行う認知症疾患医療センター¹⁰の運営を委託します。
- 複数の専門職により認知症が疑われる人や認知症の人やその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チーム¹¹の活動を推進します。
- かかりつけ医が認知症の疑いがある人や認知症の人に適切に対応できるよう、かかりつけ医に対する認知症対応力向上研修を実施します。また、かかりつけ医の認知症診断・アドバイザー役を担う認知症サポート医¹²を引き続き養成します。
- 歯科医師、薬剤師又は看護職員など医療従事者に対する認知症対応力向上研修を実施することにより、医療従事者が認知症の疑いがある人や認知症の人に適切に対応できるように取り組みます。
- 認知症についての理解のもと本人主体の介護を行い、できる限り認知症状の進行を遅らせ、BPSD¹³を予防できるよう、認知症グループホームなどにおいて認知症ケアに携わる介護人材の質の向上を図ります。

主な取組	
	認知症疾患医療センターの運営を強化し、県民が早期に認知症に対する相談・診断・治療を受けられる体制の推進を図ります。
	認知症サポート医を養成し、地域における認知症の早期発見・早期対応を充実します。
	かかりつけ医、歯科医師、薬剤師及び看護職員など医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修を実施します。
	認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修を推進します。
	認知症初期集中支援チームの質の向上を図るための研修等を実施します。

数値目標	現状値（令和 4 年度末）	目標値（令和 8 年度末）
かかりつけ医認知症対応力向上研修の延べ修了者数	1,614 人	2,300 人

¹⁰ 認知症疾患医療センター：地域において認知症の人やその家族を支援するため、県や政令指定都市が指定する専門医療機関。

¹¹ 認知症初期集中支援チーム：認知症サポート医など複数の専門家が認知症が疑われる人や認知症の人やその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を行うチーム。

¹² 認知症サポート医：認知症の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。国立長寿医療研究センターの養成研修がある。

¹³ BPSD：行動・心理症状。認知症の進行に伴い、認知機能が低下したことによる「中核症状」に加え、環境や周囲の人々との関わり当の影響を受けて、知覚や思考、気分または行動の障害が症状として発現したもの。

(5) 相談体制の整備、家族支援

- 地域の支援機関間の連携づくりや、「認知症カフェ¹⁴」を活用した取組の実施、社会参加活動等を通じた地域支援体制づくり、認知症の人やその家族の相談等への対応等を行っている認知症地域支援推進員¹⁵の活動を推進します。
- 認知症の人やその家族の支援をするため、介護経験のある方が対応する電話相談を実施します。
- 認知症を抱える家族の交流集会（つどい）が身近で開催されるよう、市町村を支援し、家族支援に取り組みます。

主な取組	
	認知症地域支援推進員の認知症施策推進の力量向上のための研修を実施します。
	各市町村における認知症カフェの活用、電話相談、本人・家族交流等を推進します。
	地域包括支援センター職員等に対し、ケアラーからの相談に対応するための研修を実施し、ケアラーを支える人材育成を図ります。
	ケアラーに関する理解を促進するため、啓発事業を推進します。
	ケアラー支援に関する集中的な広報啓発期間の実施など、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体が連携した啓発活動を実施します。
	市町村や市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域の団体等による介護者サロンの立ち上げ・運営を支援します。

数値目標	現状値（令和 5 年度末）	目標値（令和 8 年度末）
認知症を抱える家族の交流集会（つどい）を開催している市町村数	45 市町	全市町村

¹⁴ 認知症カフェ：認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。地域の実情に応じて認知症地域支援推進員が企画する等様々な実施主体・方法で開催されている。

¹⁵ 認知症地域支援推進員：市町村に配置し、地域の支援機関の連携づくりや、認知症ケアパス・認知症カフェ・社会参加活動などの地域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を実施する。

2 権利擁護の推進

- 埼玉県の中の地域に住んでいても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるように、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の「地域連携ネットワーク¹⁶」や市町村計画¹⁷の策定を推進します。
- 成年後見制度の利用促進を図るため、制度の普及啓発等の取組を実施していきます。
- 各地域に多様な主体が後見事務等の担い手として必要なため、市民後見人、法人後見等の担い手の確保・育成を促進します。

主な取組	
	成年後見制度の利用を促進するため、市町村における中核機関や協議会などの地域連携ネットワークづくりを促進します。また、成年後見制度の市町村計画の策定を促進します。
	市町村職員等に対する成年後見申立て手続に関する研修や意思決定支援研修を実施します。また、担い手育成方針を作成するとともに、市町村や社会福祉協議会等の担い手の確保・育成の取組を促進します。
	判断能力が十分ではない高齢者が市町村社会福祉協議会と契約し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の利用を支援します。

数値目標	現状値（令和5年度末）	目標値（令和6年度末）
成年後見制度の市町村計画を策定した市町村数	48 市町村	全市町村

¹⁶(成年後見制度利用促進基本計画に基づく) 地域連携ネットワーク：「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」。「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核となる機関（中核機関）」の3つのしくみからなる。

¹⁷(成年後見制度利用促進基本計画に基づく) 市町村計画：市町村が成年後見制度利用促進のために、権利擁護を進めるための地域連携や体制整備、中核機関の設置などについて定め、策定する計画。国の成年後見制度利用促進基本計画において市町村が取り組むべき事項としている。

3 虐待防止の推進

- 高齢者の虐待防止等（虐待の禁止並びに虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止等。ここでは虐待に係る養護者等への支援も含む。）に向けた施策を推進します。「埼玉県虐待禁止条例」に基づき、県民の理解を深めるための啓発活動や通報を行いやすい環境の整備に努め、虐待防止等のための研修を実施します。
- また、高齢者の安全の確認や通報等に係る事実確認のための措置が円滑に行われ、養護者等に対する支援も的確にできるよう、市町村の担当職員等に対する研修や助言等を行います。さらに、介護施設従事者向け虐待防止研修を実施します。

主な取組	
	市町村・関係団体と連携しながら、虐待防止などの取組、啓発活動、通報・届出及び相談の環境整備、情報の共有、養護者に対する支援、人材の育成、虐待に係る検証などに取り組みます。
	高齢者虐待に対応する専門職員（高齢者虐待対応専門員） ¹⁸ を養成し、市町村の体制整備を支援します。
	高齢者虐待に関する普及・啓発を行うとともに、市町村における高齢者虐待対応、相談窓口、ネットワークづくりなどの体制整備や取組を支援します。
	養介護施設従事者を対象に、養介護施設従事者向け高齢者虐待防止研修を実施します。

数値目標	現状値 (令和 5 年度末)	目標値 (令和 8 年度末)
高齢者虐待対応専門員の延べ養成者数	3,670 人	4,700 人

¹⁸ 高齢者虐待対応専門員：埼玉県が実施する高齢者虐待に関する専門的研修を受講した職員。

次期「埼玉県認知症施策推進計画」の概要について

令和 5 年 6 月成立の認知症基本法等に基づき、国の動向や近年の認知症に関わる課題を踏まえるとともに、あらかじめ、認知症の人やその家族の意見や、関係団体・事業所からも意見を聴いて策定した。

1 認知症基本法の主なポイント

- ・ 令和 5 年 6 月に成立し、令和 6 年〇月施行予定。
- ・ 目的は、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう認知症施策を総合的かつ計画的に推進」こと。（共生社会の実現を推進）
- ・ 7 つの基本理念と 8 つの基本的施策を掲げている。
- ・ 国には認知症施策推進基本計画を策定するよう義務付けている。（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）
- ・ 都道府県・市町村には、それぞれ計画を策定するよう努力義務が課せられている。

8 つの基本的施策は以下のとおり。

- (1) 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- (2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- (3) 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- (4) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- (5) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- (6) 相談体制の整備等
- (7) 研究等の推進等
- (8) 認知症の予防等

2 次期認知症施策推進計画の柱立て（素案）

基本法の基本的施策を踏まえ、以下のような柱立てとした。

1 認知症施策の総合的な推進

(1) 正しい知識・理解の増進、予防

- ① 認知症サポーター、キャラバンメイトの養成
- ② 認知症月間における普及・啓発
- ③ 認知症本人大使「埼玉県オレンジ大使」による本人発信推進
- ④ 本人ミーティングやピアサポーターによる支援
- ⑤ 認知症予防に資する可能性のある取組の推進

(2) バリアフリーの推進、社会参加の機会の確保

- ① 市町村へのチームオレンジ整備支援
- ② 地域での見守り体制整備

(3) 若年性認知症等の人への支援

- ① 若年性認知症支援コーディネーターの設置、活動支援
- ② 就労継続等支援
- ③ 若年性認知症カフェの増設

(4) 保健医療・福祉サービスの提供体制の整備

- ① 認知症疾患医療センターの運営
- ② 認知症初期集中支援チームの活動支援
- ③ 医療従事者に対する認知症対応力向上研修の実施
- ④ 介護施設職員に対する研修の実施

(5) 相談体制の整備、家族支援

- ① 認知症カフェの普及
- ② 市町村の認知症地域支援推進員の活動支援
- ③ 認知症電話相談の実施
- ④ 認知症介護家族の交流会（つどい）の開催

2 権利擁護の推進

- ① 市町村の「地域連携ネットワーク」や市町村計画策定の推進
- ② 成年後見制度の普及啓発
- ③ 市民後見人、法人後見等の担い手の確保・育成促進

3 虐待防止の推進

- ① 県民向けの啓発を実施、通報を行いやすい環境の整備
- ② 市町村への研修及び助言
- ③ 介護施設従事者向けの研修の実施

3 次期計画の主なポイント

- ・基本法等を踏まえ、本文を修正した。
- ・新たに、柱立てとして「相談体制の整備、家族支援」を追加した。
- ・新たに、指標として「認知症を抱える家族の交流会（つどい）を開催している市町村数」を設定した。
- ・国計画の目標等を踏まえ、指標目標を修正した。

4 ヒアリング団体等

- ・認知症本人・家族介護者のつどい 5か所
- ・関係団体・事業所 5か所

次期「埼玉県認知症施策推進計画」の指標（案）一覧

指標 番号	指 標	現計画策定時の現状値		現計画策定時の目標値		次期計画策定時の現状値		次期計画策定時の目標値		修正理由等
		年度	数値	年度	数値	年度	数値	年度	数値	
1	「本人ミーティング」を開催している市町村数	R2末	6市町村	R5末	全市町村	R5末	21市町村	R8末	全市町村	現計画で達成をしなかったため引き続きの指標とした。
2	「チームオレンジ」を整備している市町村数	R2末	0市町村	R5末	32市町村	R5.10月末	25市町村	R7末	全市町村	認知症施策推進大綱の目標と合わせた。
3	県内における若年性認知症カフェの数	R2末	6か所	R5末	10か所	R5末	7か所	R8末	12か所	過去の増加ペースを勘案して設定した。
4	かかりつけ医認知症対応力向上研修の延べ修了者数	R1末	1,413人	R5末	1,800人	R4末	1,614人	R8末	2,300人	過去の増加ペースを勘案して設定した。
5	【新規】 認知症を抱える家族の交流集会（つどい）を開催している市町村数					R5末	45市町	R8末	全市町村	新たに家族支援の項目を立てたため。
6	成年後見制度の市町村計画を策定した市町村数	R2末	24市町村	R5末	全市町村	R5末	48市町村	R6末	全市町村	第二期成年後見制度利用促進計画のKPIの目標と合わせた。
7	高齢者虐待対応専門員の延べ養成者数	R1末	2,300人	R5末	3,200人	R5末	3,670人	R8末	4,700人	過去の増加ペースを勘案して設定した。
	【削除】 埼玉県版「希望大使」の設置	R2末	未設置	R3末	設置					目標を達成したため。

埼玉県認知症施策推進計画策定のためのヒアリング結果

認知症本人・家族介護者の「つどい」におけるヒアリング

1. 意見聴取の概要

(1) 実施の時期

令和5年9月～10月

(2) 聴取の対象

認知症の人と家族の会などが開催する「つどい」の参加者

(認知症・若年性認知症の人本人、家族など)

(3) 聴取の方法

「つどい」の開催会場に県の担当職員が参加し、そこでの本人や介護者の発言を聞き取りした。

(4) 主な質問の内容

- ・ 認知症（若年性認知症）の人の支援において日ごろ苦慮・工夫等していること
- ・ 地域の住民やボランティアなどに望むこと
- ・ 行政に望むこと など

2. 意見聴取の結果

(1) 参加した「つどい」

- ・ 令和5年 9月19日 浦和領家のつどい（さいたま市領家公民館）
- ・ 令和5年 9月22日 白岡介護者のつどい（白岡市地域包括支援センター
ウェルシアハウス）
- ・ 令和5年 9月23日 若年のつどい 越谷（越谷市中央市民会館）
- ・ 令和5年 9月28日 介護者のつどい きらく（鴻巣市総合福祉センター）
- ・ 令和5年10月17日 伊奈町認知症介護家族つどい（伊奈町ふれあい福祉
センター）

(2) 主な発言（意見）の内容

- ・ 早期発見して、適切なサービスにつながるということが重要だと思う。
- ・ 散歩や買い物など外出する際の支援があると助かる。
- ・ 初めは家族が認知症になったことを近所に知られたくなかった。今は、近所の方に家族の認知症の状況を伝えており、サポートしてもらっている。地域で支援し合えるようになると良い。
- ・ 最初は誰にも相談できなかった。つどいを知り、話をすることで気持ちが整理できた。こうしたつどいの場所が増えてほしい。
- ・ 遠距離で介護していると、どこに相談したらよいかわからないことがあった。
- ・ 認知症になると何もできなくなってしまうというイメージが強い。認知症のことを正しく理解してもらえる社会になって欲しい。

埼玉県認知症施策推進計画策定のためのヒアリング結果

関係団体・事業所に対するヒアリング

1. 意見聴取の概要

(1) 実施の時期

令和5年9月～11月

(2) 聴取の対象

障害者就労支援等事業所、支援団体、チームオレンジ、認知症支援に理解のある企業 など

(3) 聴取の方法

県地域包括ケア課の担当職員が訪問またはzoomによるヒアリングを行った。

(4) 主な質問の内容

- ・ どのような取り組みをしているか
- ・ 課題に感じていること
- ・ 行政に望むこと など

2. 意見聴取の結果

(1) 聴取した団体・事業所等

- ・ 令和5年 9月12日 福祉ネットワークさくら（さいたま市）
- ・ 令和5年 9月19日 チームオレンジいるま（入間市）
- ・ 令和5年 9月 5日 若年性認知症ライゼの会（朝霞市）
- ・ 令和5年10月12日 イオンアグリ創造(株)（zoom）
- ・ 令和5年11月 6日(予定) 埼玉りそな銀行

(2) 主な意見（回答）内容

- ・ 本人の経験や好きなことを中心に活動してもらえよう心掛けている。
- ・ 本人は認知症を受け入れているが、家族の気持ちが切り替わっていないケースが多く見受けられる。
- ・ 本人や家族の交流会などを開催しているが、場所の確保が難しい。公共施設だと確実に予約ができないため、継続的な活動がしづらい。
- ・ 認知症の人の就労は雇用する側の知識がないことが多い。そもそもそういったことを学ぶ場が無い、あるいは少ない。
- ・ 支援団体と企業を繋ぐ（マッチング）する機会などがあると良い。
- ・ 自分自身、今は元気だがそのうち介護される側になるので、今のうちに地域に貢献しようと思ひ活動している。
- ・ 取組みを進めるためには、地元市町村との連携が必要なため、連携が進むよう支援してもらいたい。